

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和5年11月1日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：まいづるスリーナイン

所在地：佐賀県唐津市町田字山ノ口2168番1 外

2 届出の内容

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（ア）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（イ）来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 意見の概要

意見なし